

岡山県事業系一般廃棄物
削減事例集

平成 30 年 3 月

岡山県環境文化部循環型社会推進課

目 次

1. はじめに	1
2. 事業系一般廃棄物の状況と削減について	2
(1) 事業系一般廃棄物について	2
①事業系一般廃棄物とは	2
②産業廃棄物の分類	3
③事業系一般廃棄物の処理	4
(2) 事業系一般廃棄物の状況と削減について	5
①事業系一般廃棄物の状況	5
②事業系一般廃棄物に係る県内産業構造と事業所の概要	7
③事業系一般廃棄物の削減	8
3. 県内事業系一般廃棄物に関わる現状と課題、対策事例について	9
(1) 国の法体系	9
①各個別法の概要と取組状況	9
(2) 県内市町村の取組状況、課題と対策事例	13
①市町村アンケート調査結果の概要	13
②対策事例	15
(3) 県内事業所の取組状況、課題と対策事例	39
①事業者アンケート調査結果の概要	39
②対策事例	41
4. まとめ、対策手順	42
(1) まとめ	42
(2) 市町村の削減対策の基本的方向性	43

1. はじめに

岡山県では、平成 29（2017）年 3 月に「第 4 次岡山県廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を策定し、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」、「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念とした廃棄物対策を推進しています。

県計画では、平成 32（2020）年度を目標年度とし、一般廃棄物の減量化等について、1 人 1 日当たりのごみ排出量（935g/人・日）、リサイクル率（32.7%）、最終処分量（86.5t/日）を目標値として設定したところです。しかし、近年、本県のごみ排出量が減少傾向を示す一方で、事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、県計画の目標を達成する上では、事業系一般廃棄物の減量化に重点的に取り組むことが必要となっています。

県では、このたび、市町村及び事業者への排出・処理等の実態についてのアンケート調査結果に基づき、本県における事業系一般廃棄物の減量化に向けた課題分析を行うとともに、当該課題に対し有効と考えられる先進的な対策事例などを取りまとめ、「岡山県事業系一般廃棄物削減事例集」を作成しました。

各市町村及び事業者が、本事例集を参考に、事業系一般廃棄物の減量化に向けた取組を一層進め、持続可能な循環型社会の構築の一助となることを期待します。

2. 事業系一般廃棄物の状況と削減について

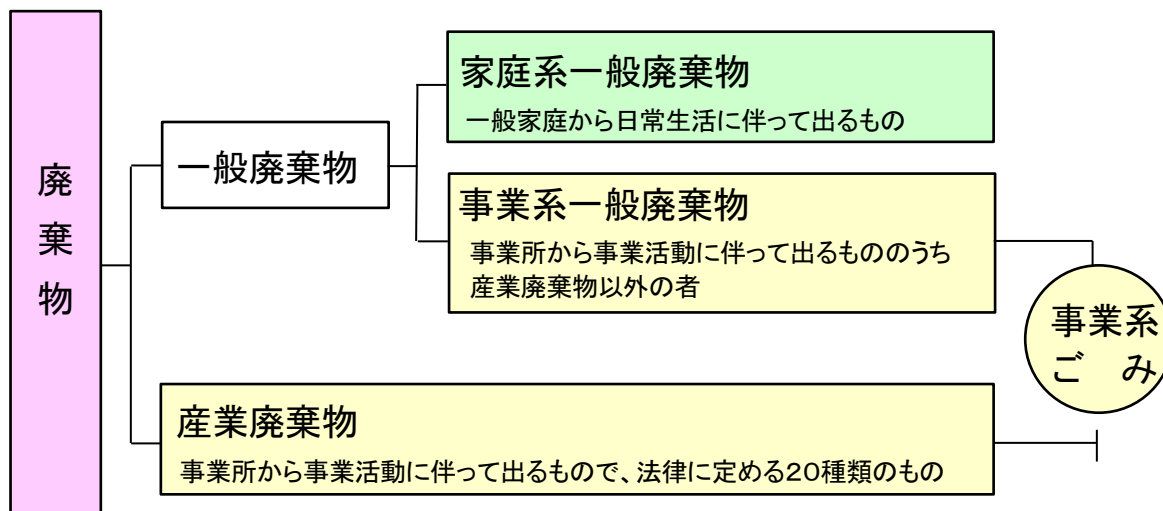
(1) 事業系一般廃棄物について

事業系ごみは、事業活動に伴って排出されるごみで、産業廃棄物と一般廃棄物に区分される。

①事業系一般廃棄物とは

廃棄物には産業廃棄物と一般廃棄物がある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条において「一般廃棄物」とは産業廃棄物以外の廃棄物と規定されている。

このため、事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものとなる。



②産業廃棄物の分類

対象種類のうち、業種指定（特定の事業活動に伴って排出されたもの）されているもの以外については、事業活動に伴って排出されたものは産業廃棄物となる。

種類	具体例
燃 え 殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
汚 泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの
油 廃	潤滑油、洗浄用油などで不要になったもの、廃溶剤
廃 酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などすべての酸性廃液
廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などすべてのアルカリ性廃液
廃 プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど
紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、紙製造業、製本業、出版業などから排出されるもの
木 く ず	建設業（紙くすに同じ。）、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの 貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）
織 維 く ず	建設業（紙くすに同じ。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から排出される天然繊維くず
動物性残渣	食料品製造業などから生ずる醸造かす、のりかす、魚のあらなど
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴ ム く ず	天然ゴムくず
金 属 く ず	鉄くず、切削くず、スクラップなど
ガラスくず・コンクリートくず （がれき類を除く。）・陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
鋳 さ い	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい（スラグ）、キューポラのノロ、ボタなど
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片、レンガの破片
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体
ば い じん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの
1 3 号 廃 棄 物	産業廃棄物を処分した物であって上記のいずれにも該当しないもの（コンクリート固形化物など）

（注） 部分は、特定の事業活動に伴って排出されたもののみが産業廃棄物となります。

③事業系一般廃棄物の処理

a. 事業者の責務

廃棄物処理法では、事業活動に伴って発生する廃棄物の処理等について、事業者の責務が規定されている（第3条）。

- ①事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ②事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- ③事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

b. 事業系ごみの適正な処理方法

事業系一般廃棄物は、事業活動（店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁など、広く公共サービスを行っているものを含む。）に伴って発生するごみで、事業者の責任において適正に処理しなければならない。

処理の方法としては、主に以下のとおりとなる。

- ①自ら市町村の処理施設等に持ち込む。
- ②市町村が許可した許可業者に収集、運搬を委託する。
- ③市町村が委託した委託業者に収集、運搬を委託する。
（市町村直営も含む）

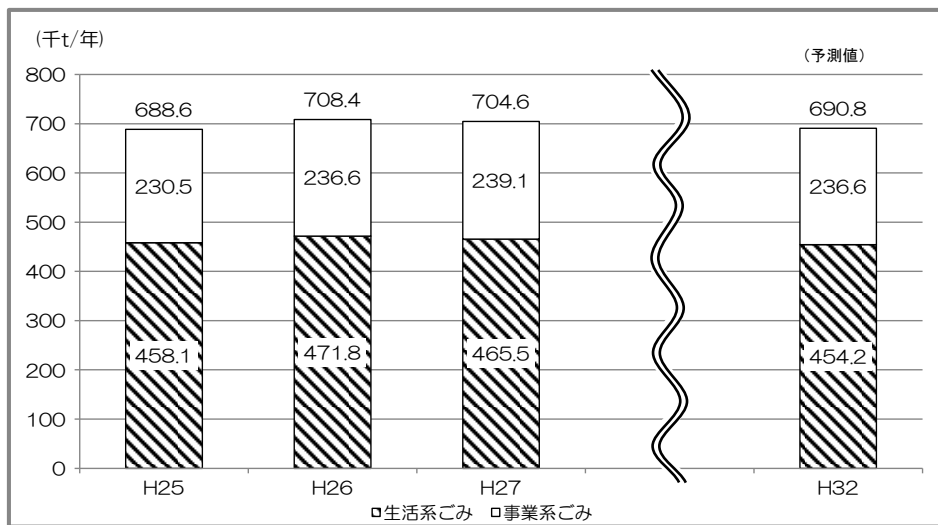
※その他、自己処理を行う方法もある。

(2) 事業系一般廃棄物の状況と削減について

①事業系一般廃棄物の状況

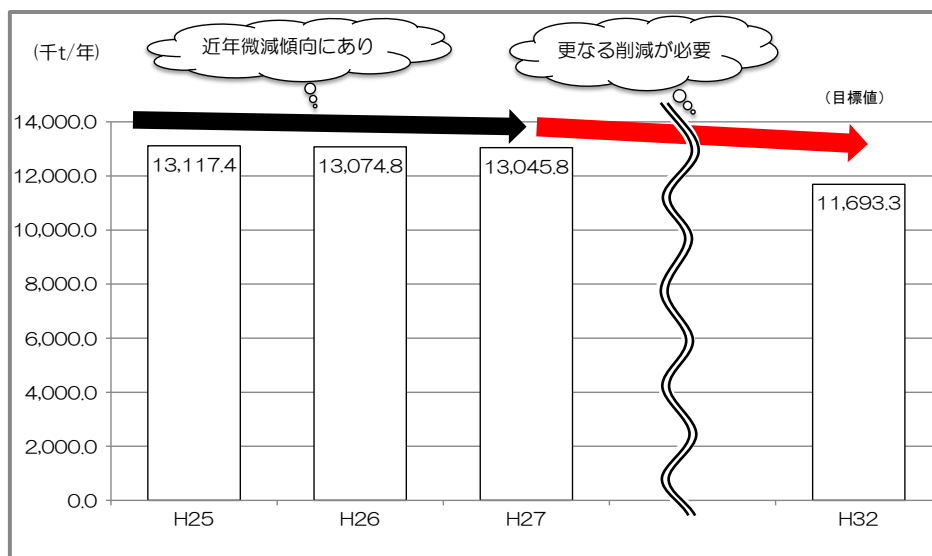
本県内の事業系一般廃棄物排出量は、近年（平成 25（2013）年度～平成 27（2015）年度）増加傾向にある。県計画では平成 32（2020）年度の事業系一般廃棄物排出量を 23 万 6600 トンと予測しているため、平成 27（2015）年度においては予測値を超えている。

また、全国の近年の事業系一般廃棄物排出量は微減傾向にあるが、平成 32（2020）年度の目標値である約 1,170 万トンまで削減するためには、平成 27（2015）年度比で 1 割程度の削減が必要な状況にある。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果をもとに作成

図2-1 県の一般廃棄物（事業系ごみ）排出量の推移

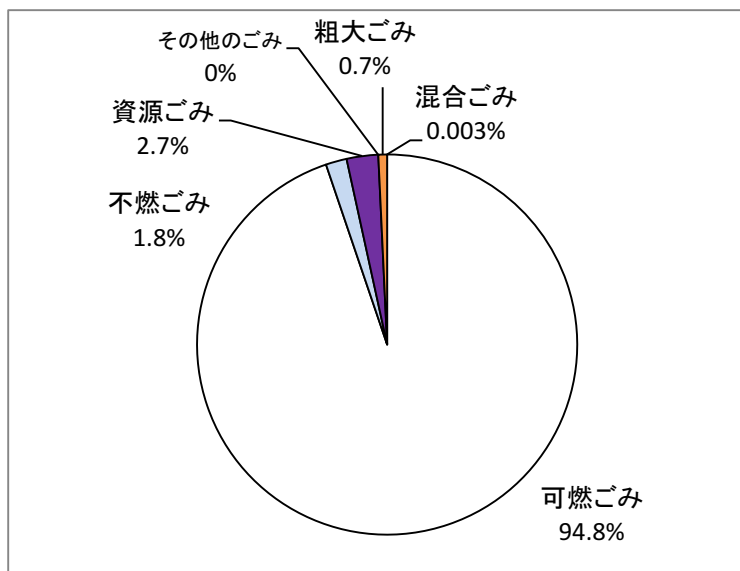


出典：一般廃棄物処理実態調査結果をもとに作成

図2-2 全国の一般廃棄物（事業系ごみ）排出量の推移

本県の事業系一般廃棄物排出量内訳の推移は、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度にかけて可燃ごみ及び資源ごみが増加、不燃ごみ及び粗大ごみが減少している状況にある。

平成 27（2015）年度の事業系一般廃棄物排出量の内訳をみると、可燃ごみが 94.8%を占め、次いで資源ごみの 2.7%、不燃ごみの 1.8%となっており、混合ごみ及びその他のごみはほとんど排出されていない。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果をもとに作成

図2-3 県の一般廃棄物（事業系ごみ）排出量の内訳（H27年度）

②事業系一般廃棄物に係る県内産業構造と事業所の概要

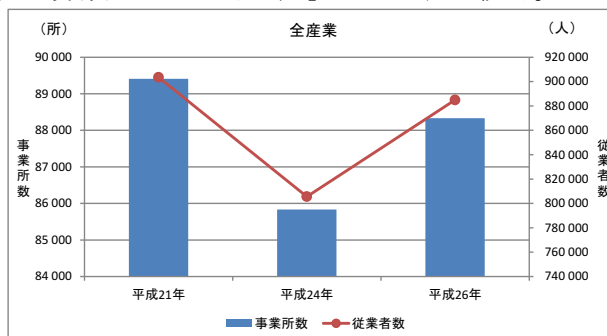
a. 県内産業構造

- 平成 24 (2012) 年から平成 26 (2014) 年にかけて事業所数、従業員数ともに増加しており、排出の原単位が変わらなると仮定すれば、事業系一般廃棄物の排出量は増加傾向にある。
- 本県の産業構造から、事業所数割合の高い「卸売業、小売業」及び「宿泊業、飲食サービス業」、従業者数割合の高い「製造業」及び「医療、福祉」からの事業系一般廃棄物の排出が多いと考えられる。
- 「製造業」については、平成 24 (2012) 年から平成 26 (2014) 年にかけて製造品出荷額等が増加しており、製品の生産量は増えていると考えられる。工業原材料の入荷増に伴う梱包資材の増などによる事業系一般廃棄物の増加が考えられる。
- 「卸売業、小売業」については、平成 24 (2012) 年から平成 26 (2014) 年にかけて従業者数及び売場面積が増加している。売場面積が拡大しているため、それに伴う商品の陳列数の増加（入荷時の段ボールや梱包材など）による事業系一般廃棄物の増加が想定される。
- 観光客数の増加は、観光客自身が排出するごみにより宿泊業、飲食サービス業でのごみの増加に影響を与える。近年、観光入込客数は増加しており、これに伴う事業系一般廃棄物の増加が考えられる。
- 「医療、福祉」系では、老人福祉施設等、児童福祉施設等が増加しており、紙おむつなどの介護や育児に欠かせないごみの増加が予測される。また食事の提供などがあるため、食品ロスなどの事業系一般廃棄物の増加が考えられる。

b. 事業所及び従業者数

総務省統計局「平成 26 年経済センサス基礎調査結果」によると、本県の平成 26 (2014) 年の事業所数を産業分類別にみると、「卸売業、小売業」が 25.9%と最も多く、全体の約 1/4 を占めており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の 10.6%、「建設業」の 9.8%が高い割合を占めている。「生活関連サービス業、娯楽業」の 8.8%、「製造業」の 8.5%、「医療、福祉」の 7.8%、「サービス業（他に分類されないもの）」の 7.2%と続く。さらに、従業者数の内訳をみると、「製造業」及び「医療、福祉」の割合が高くなる。

近年では平成 24 (2012) 年から平成 26 (2014) 年にかけて事業所数、従業者数ともに、増加している。



出典：経済センサス基礎調査結果をもとに作成
図2-4 県内の事業所数、従業員数の推移

③事業系一般廃棄物の削減

県計画では、計画目標年次において1人1日当たりのごみ総排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）を935g/人日（平成26（2014）年度実績：1,000.3g/人日）、リサイクル率を32.7%（平成26（2014）年度実績：29.5%）、最終処分量を86.5t/日（平成26（2014）年度実績：100.7t/日）に向上させる計画としている。

1人1日当たりのごみ排出量のうち、家庭系ごみ排出量は計画目標年次に500g/人日（平成26（2014）年度実績：521.9g/人日）を目標値としていることから、家庭系ごみ以外の生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は、目標年次に435g/人日（平成26（2014）年度実績：478.4g/人日）を目標にすることになる。

平成26（2014）年度実績で家庭系ごみ以外の生活系ごみの1人1日当たり排出量は144.3g/人日、事業系ごみの1人1日当たり排出量は334.1g/人となっている。

これらのことから目標値を達成する上で重要な要素は、近年増加傾向にある事業系ごみの減量化であるといえる。

このため、県内アンケート調査結果や優良取組事例等を参考にして、事業系ごみの削減手順を検討する。

表2-1 一般廃棄物の減量化の目標と関係数値

項目		年度	実績		目標値等
			H21	H26	H32
人口		(人)	1,954,461	1,939,935	1,867,744
ごみ総排出量		(千t/年)	692.8	708.3	637.4
		(t/日)	1,898.2	1,940.6	1,746.3
		(g/人・日)	971.2	1,000.3	935.0
1人1日当たり家庭系ごみ排出量		(g/人・日)	531.2	521.9	500.0
処理・処分量	資源化量	(千t/年)	180.2	209.2	208.4
		(t/日)	493.6	573.0	571.1
		(g/人・日)	252.6	295.4	305.7
	最終処分量	(千t/年)	56.9	36.7	31.6
		(t/日)	155.8	100.7	86.5
		(g/人・日)	79.7	51.9	46.3
リサイクル率		(%)	26.0	29.5	32.7

備考：1) 平成32年度の人口は推計値である。

2) 網掛け部分は目標値である。

3) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

4) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量（生活系ごみのうち、資源ごみ量を除いた量）÷人口÷365(366)×10⁶

5) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

6) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

出典：県計画

3. 県内事業系一般廃棄物に関わる現状と課題、対策事例について

(1) 国の法体系

国は、循環型社会を形成するための課題を十分に踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するために、重点的に施策を実施している。そのための法体系は以下に示すとおりである。

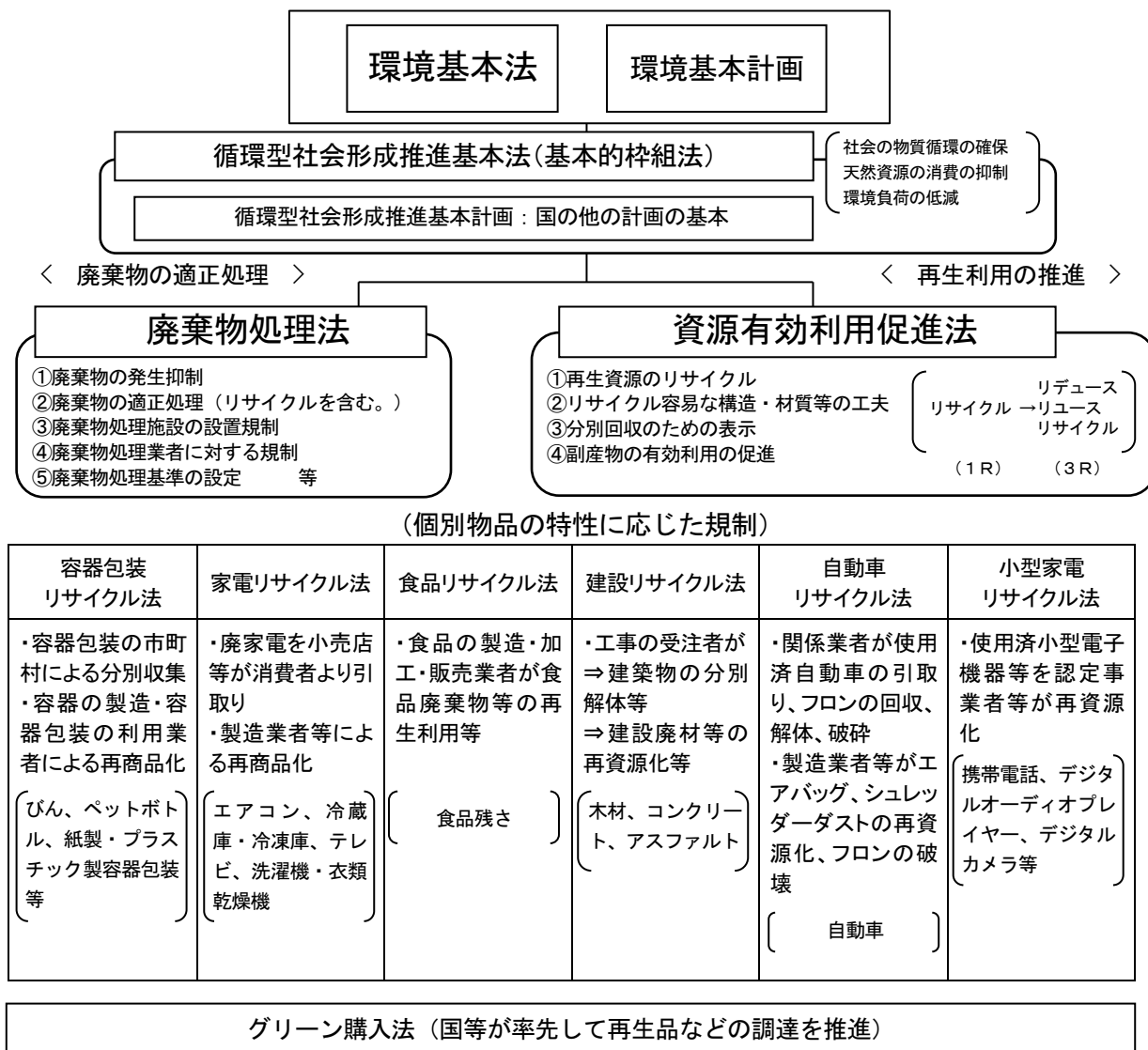


図3-1 循環型社会を形成するための法体系

①各個別法の概要と取組状況

a. 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定めている。

《市町村の役割》

廃棄物処理法第4条第1項で以下のように定められている。

法第4条第1項 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

b. 資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

平成3（1991）年に制定、施行された再生資源の利用の促進に関する法律（再生資源利用促進法）の改正法として制定され、循環型経済システムの構築を目的とする。1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策、3)回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進する。具体的には10業種・69品目が指定され、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されている。

国の対応としては、平成13（2001）年に、事業系パソコンと小形二次電池の回収体制の整備を行い、平成15（2003）年には、家庭から排出される使用済パソコンを追加し、また、平成18（2006）年には家電・パソコンに含有される物質に関する情報提供の義務化の措置を講ずるなど、再生資源・再生部品の利用を促進してきた。

《市町村の役割》

区域の経済的、社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努める。

c. 容器包装リサイクル法

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることにより生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律。「容器包装」とは、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」と定義されている。

国の対応として、平成18（2006）年度の容器包装リサイクル法の改正で、容器包装多量利用事業者による定期報告制度や市町村への資金拠出制度の創設等の措置が講じられ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進や再商品化の合理化等の取組を進めてきた。

《市町村の役割》

①容器包装の収集・分別・洗浄などを行い、法律に定められた「分別基準」に適合させること、②適切な保管施設に保管すること。

これらに適合した廃棄物が「分別基準適合物」と呼ばれ、市町村と引取契約を結んだ指定法人によって引き取られ、再商品化される。



図3-2 容器包装リサイクルの循環フロー

d. 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている法律。

食品の売れ残り、食べ残し、食品の製造過程において大量に発生する食品廃棄物の発生抑制、減量化を推進することにより最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することを目標としている。食品関連事業者には食品廃棄物の減量、再生利用等の取り組むべき基準が示されており、取組が不十分な場合には企業名が公表されることがある。

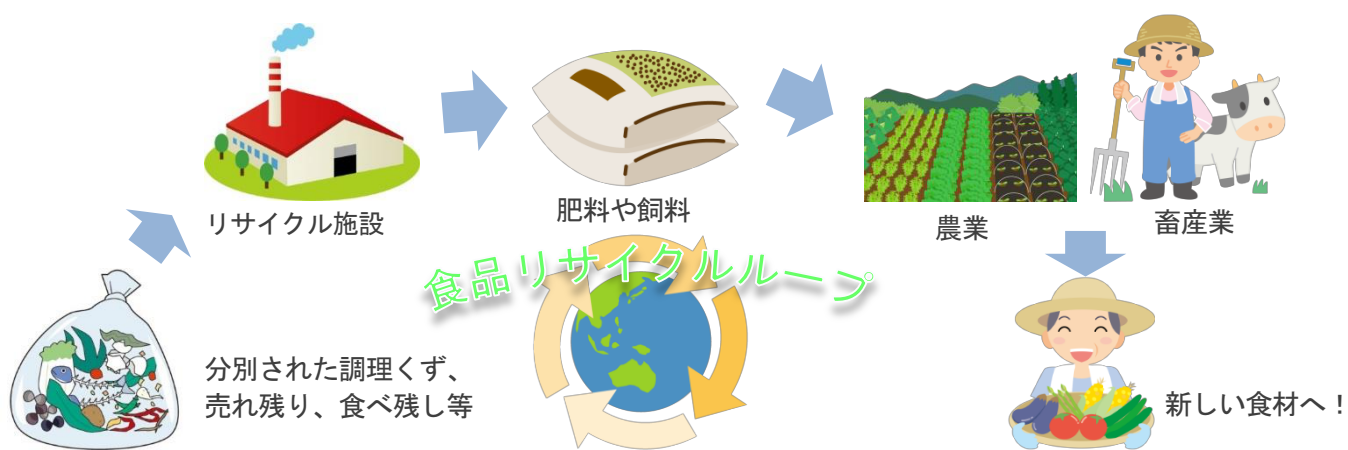
国の対応として、以下が挙げられる。

①食品廃棄物について、家庭での取組も含めフードチェーン全体での食品ロス削減に向けた取組を地方公共団体と連携しつつ推進する。

②再生利用対策については、固定価格買取制度も活用しつつメタン発酵によるバイオガス化等を促進し、地域の特性に応じた食料・エネルギーの地産地消の体制を構築する。

《市町村の役割》

地域の経済的、社会的な条件に応じて、食品循環資源の再生利用の促進に努める。



調理くず、売れ残り、食べ残しを減らし、発生してしまう廃棄物は分別してリサイクルへ



図3-3 食品リサイクル法の循環フロー

(2) 県内市町村の取組状況、課題と対策事例

①市町村アンケート調査結果の概要

平成 29 (2017) 年 9 月に県内 27 市町村へ事業系一般廃棄物に係るアンケート調査を行った。アンケート調査では、県内市町村が行っている事業系一般廃棄物減量のための取組、そして、減量化・再資源化における課題などについて確認した。その主な結果は 以下のとおりである。

a. 県内市町村における減量化・再資源化のための取組状況

県内市町村が減量化・再資源化のために行っている取組は、表 3-1 のとおりである。

表3-1 事業系一般廃棄物減量化・再資源化のための取組状況

取組内容		市町村数	割合 (%)
(ア) 規制等	1) 受入廃棄物の制限	8	30
	2) 受入手数料の値上げ・見直し等	8	30
	3) 受入手数料の徴収手法の見直し等	1	4
	4) 廃棄物・資源化物の保管場所の設置義務づけ	1	4
	5) 市町村の条例等でルール違反者に罰則を設定	2	7
(イ) 届出・管理制 度	6) 事業系一般廃棄物マニフェスト制度	0	0
	7) 減量化計画書等の導入	2	7
	8) 収集ルート届出制度	0	0
	9) 事業系ごみ管理責任者の選任届出制度	1	4
(ウ) 助言・指導	10) 搬入物の展開検査による収集運搬許可業者等への助言・指導	13	48
	11) 排出事業者の戸別訪問と指導	2	7
	12) 排出事業者の立入検査と指導	1	4
	13) 減量化・再資源化相談窓口の設置	0	0
	14) リサイクル等アドバイザー制度等導入	0	0
(エ) 普及・啓発	15) Web サイト等での関連情報の発信	5	19
	16) 広報誌等での関連情報の発信	6	22
	17) パンフレット・リーフレット等の配布	9	33
	18) イベント・説明会の開催	3	11
(オ) 誘導	19) ISO14000 シリーズ・エコアクション 21 等の認証取得支援	1	4
	20) 優良事業者認定制度等	1	4
(カ) その他の取組	21) 家庭・事業所の剪定枝等の資源化を開始	2	7
	22) 食品リサイクルに係る取組を開始	3	11
	23) 再資源化・適正処理のための事業者ネットワークの構築等	0	0

(複数回答あり)

<課題の分析・整理>

- 減量化計画書等の届出・管理制度は2自治体にとどまっており、事業者への削減指導が手薄な状況にある。
- Web サイトや広報誌等による普及・啓発の施策は2割程度にとどまっている。
- エコアクション 21 や優良事業者認定制度等の事業者を誘導する施策はほとんど行われていない。

b. 市町村における減量化の課題

県内市町村における減量化の課題は、表 3-2 のとおりである。

表3-2 事業系一般廃棄物減量化の課題

課題の内容	市町村数	割合 (%)
① 家庭ごみへの事業系一般廃棄物の混入	18	67
② 事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入	18	67
③ 可燃ごみへの資源ごみの混入	19	70
④ 廃棄物量の増加	11	41
⑤ 他市町村からの事業系一般廃棄物の流入	3	11

(複数回答あり)

それぞれの課題の主な原因は、表 3-3 のとおりと考えられる。排出者が廃棄物の区分を理解していないことなど、分別の不徹底に起因している課題が多い。

表3-3 事業系一般廃棄物減量化における課題の主な原因

課題の内容	考えられる主な原因
① 家庭ごみへの事業系一般廃棄物の混入	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模事業者が廃棄物の区分を理解していない ● 家庭ごみの方が処理費用が安価 ● 処理業者と契約するほど廃棄物を排出しない
② 事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出者が廃棄物の区分を理解していない ● 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の線引きが困難 ● 事業系一般廃棄物の方が処理費用が安価
③ 可燃ごみへの資源ごみの混入	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別の不徹底
④ 廃棄物量の増加	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所数の増加・景気の好転 ● 分別の不徹底
⑤ 他市町村からの事業系一般廃棄物の流入	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣市町村より処理手数料が安価

②対策事例

アンケート調査結果及び文献調査から明らかとなった課題に対し、県内や他県の先進的に取り組んでいる自治体の事例を以下に示す。

a. 普及・啓発

(7) マニュアルの作成（津山市）

取組概要

【マニュアル策定の目的】

津山市ではかつて、平成7（1995）年に最終処分場の埋立て残容量がひっ迫していたことなどから、「ごみ非常事態宣言」を発令し、家庭ごみの有料化、プラスチック容器包装の収集開始など、ごみの減量とリサイクルの取組を推進してきた。

現在「ごみ非常事態宣言」は解除されたが、循環型社会を推進するために事業活動に伴い発生する、ごみの発生抑制及び資源化物のリサイクル方法を中心にまとめ、事業者へ適正な事業系一般廃棄物の処理と、より一層のごみ減量・リサイクル推進に取り組むためのガイドブックとして策定した。

【マニュアルの内容】

循環型社会の実現に向けて

3Rの推進に向けたシステムづくり

古紙の分別排出

環境経営・環境マネジメントの推進

ごみ減量とリサイクルの効果

廃棄物の分類（事業系ごみとは…?）

廃棄物・リサイクル関連法

産業廃棄物とは…?

事業者の責務

野外焼却・不法投棄の禁止

事業所から出るごみの処理方法

事業系のごみと資源物の分け方・出し方

家電リサイクル法対象品目

パソコンのリサイクル

津山市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

事業系ごみの分け方・出し方

減量化・資源化マニュアル



津山市

+

取組の効果

- 行政として、ごみ削減のあるべき姿を広く示すことにより、ごみ削減の方法等を標準化できる。
- ホームページに掲載することで、情報が広く伝わる。

その他

- わかりやすいキャラクターを使用することで、親しみやすい作りとなっている。
- 平成 20（2008）年の策定後、平成 21（2009）年 4 月、平成 24（2012）年 4 月、平成 28（2016）年 9 月に改訂されており、資源再生業者や市一般廃棄物収集運搬業許可業者なども最新の情報を掲載するようにしている。

(イ) リサイクルフェアの開催（倉敷市）

取組概要

【リサイクルフェア開催の目的】

- ・リサイクルフェアは「環境先端都市暮らしき」を実現するため、暮らしの中で必ず排出される「ごみ」について考え、ライフスタイルを見直す。
- ・「産業廃棄物」など、事業活動によって排出される「ごみ」にも関心を持たせ、適正な処理方法や不法投棄の防止等へ地域から取り組む「きっかけ」としてもらおう。

【リサイクル関連コーナーでの事業者の出展】

- 発泡スチロールのアクセサリを作ろう！
（有限会社フリーボックス）
- 身近な片づけものにまつわるリサイクル教室
（平林金属株式会社）
- ポリスチレンカップを使ったキーホルダーづくり
（旭化成株式会社 水島製作所）
- 倉敷のワラを使ったしめ縄づくり体験
（アートフラワー専門店「花工房」）

その他、マイバッグ・マイ箸作り体験、紙パックから手作りはがき体験。BDF（バイオディーゼル燃料）カートの体験試乗なども催された。



取組の効果

- イベント化することで、ごみ削減にあまり関心を持っていなかった事業者に対しても企業出展など呼びかけを行うことができる。
- リサイクル関連企業の出展により、普段は触れることのない情報を知ることができる。

その他

- ごみの問題は、排出者のみならず地域での問題でもあるため、市町村が抱えるごみ問題についてもイベントで周知できる。

楽しみながら、ごみの減量やリサイクル、環境保全などについて学びましょう。

リサイクルフェア

in 暮らしき2017

5つの「R」でエコを実践しよう!

- R**efuse / 不要なものをもらわない、買わない
リフューズ
- R**educe / ごみを出さない
リデュース
- R**euse / くり返し使う
リユース
- R**ecycle / 再び資源として活用する
リサイクル
- R**egenerate / 再生品を積極的に利用する
リジェネレート

日時 平成29年 **10月1日(日)**
9:45~15:00

場所 **クルクルセンター
および多目的広場**
倉敷市児島小川町3697-4 (児島マリンプール東)

★FM暮らしきの生放送番組もあるよ(11:00~)

「このイベントは産業廃棄物処理税交付金を活用しています」

A colorful poster for a recycling fair. The background is blue with a globe and a character. The text is in Japanese and English. It lists the 5 R's of recycling: Refuse, Reduce, Reuse, Recycle, and Regenerate. It also provides the date and time of the event: October 1st, 2017, from 9:45 AM to 3:00 PM. The location is Kurukuru Center and Multi-Purpose Plaza, located at 3697-4, Kojima Marina Pool East, Kurashiki City. There is a note about a live broadcast on FM Kurashiki and a mention of using industrial waste disposal tax grant money.

(ウ) 店頭キャンペーンの実施（他県事例）

取組概要

【「ごみ減らそうデー」店頭キャンペーン】

- ・広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会では、市民・事業者・行政が一体となった食品ロス削減キャンペーン「スマイル！ひろしま」を実施している。
- ・このキャンペーンの一環として、毎月1日を「ごみ減らそうデー」として、スーパーマーケットの店頭で、ごみの減量、リサイクルと食品ロス削減に向けた啓発を行う。
- ・「ごみ減らそうデー」店頭キャンペーンでは、食品ロス削減パネルの展示やチラシの配布、ごみ減量に関するアンケート調査、買い物袋の持参率調査などを行っている。

【キャンペーンの内容】

開催日	毎月1日
開催場所	市内のスーパーマーケットの店頭
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減啓発のぼり、パネルの掲示、チラシの配布 ・ごみ減量・食品ロス削減に関するアンケート調査 ・買い物袋持参率の調査 ・エコグッズ抽選会



【店舗での食品ロスをなくす取組の例】



見切り品を値引き販売し、売り切りに努めている。



惣菜の量り売りをしており、必要量だけ購入できるので、食品ロスを減らすことができる。



賞味期限の近い食品を値下げして販売することで、売れ残りが減り、食品ロス削減につなげている。

【ごみ減量啓発チラシ】

ごみの減量

身近なことから はじめよう!

広島市の平成28年度のごみ排出量は、1年間で約36.6万トンです。マツダスタジアムに運ぶとおよそ半月でいっぱいになります。

この量のごみを処理するには1年間に約120箇所の費用がかかります。なかでも、可燃ごみには資源化可能な紙類や、また食べられるのに捨てられる「食品ロス」が埋まっていますので、こまめな分別と食品ロスを減らす工夫でごみを減らしましょう!

食品ロスとは?

手つかず食品や食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄される食品を「食品ロス」といいます。日本では年間約21万トンの食品ロスが排出されています。これは、世界の食糧支援量の2倍の量にあたります。

広島市でも家庭から出される生ごみのうち約4分の1が「食品ロス」です。

● 資源系可燃ごみの組成分析の結果 (平成28年度)

資源化可能な紙類は分別!

資源化可能な紙類は分別して資源ごみへ名刺大以上の紙片は資源ごみです。チラシ、菓子箱、封筒、はがきなども資源ごみとして出すは再利用できます。

- 新聞紙
- チラシ・DM
- 紙片
- 雑誌・書籍
- 電子機器などの紙類
- 封筒・はがき
- 包装紙類
- ダンボール

ダイレクトメールやはがきなどに記載されている個人情報は、廃棄する前に個人情報は切取って出しましょう!

食品ロスの削減!

週に一度は整理整頓
週に一度は整理整頓をして、食べ残れを防ぎましょう

必要分だけ買う
商品の量り売り、小分け売りを活用しましょう

食品ロス削減協力店を活用!
スーパー・コンビニなどの食品小売店の店舗等で、残りのような取組を行っている店舗があるので、積極的に活用ください。

- 食品の量り売り、小分け売りの実施
- 食品トレー、牛乳パック等の店頭回収の実施 など

食品ロスの削減!

週に一度は整理整頓
週に一度は整理整頓をして、食べ残れを防ぎましょう

必要分だけ買う
商品の量り売り、小分け売りを活用しましょう

食品ロス削減協力店を活用!
スーパー・コンビニなどの食品小売店の店舗等で、残りのような取組を行っている店舗があるので、積極的に活用ください。

- 食品の量り売り、小分け売りの実施
- 食品トレー、牛乳パック等の店頭回収の実施 など

どのくらい量が減らせる?

家庭から出される可燃ごみの量は1日1人あたり約322gです。例えば、ダイレクトメール1通を資源ごみとして出すと約50g、料理の付け合せのフロッピー(2割)を残さず食べると約30gの可燃ごみの削減につながります。

【アンケート調査票】

アンケート

※あてはまるものを1つ選び番号に○をしてください。

Q1 食品トレーや牛乳パックなどの店頭回収を利用していますか。

〔 1. はい 2. いいえ 〕

※「いいえ」の理由を記入してください。

□洗うのが面倒 □持っていくのが面倒 □その他()

Q2 古紙はどのように捨てていますか。

〔 1. 広島市の回収 2. 町内会での集団回収 3. スーパーマーケット等の店頭回収 4. その他() 〕

Q3 買った食べ物を手付けずに、捨ててしまったことはありますか。「ある」の場合には捨てる品目に○をしてください。

〔 1. ない 2. ある()肉 □魚 □野菜 □果物 □惣菜 □その他() 〕

※「ある」の理由を記入してください。

□多く買い過ぎた □賞味・消費期限が切れた □鮮度が落ちたり腐敗したりした □その他()

Q4 食べ残しを防ぐため小分けして欲しい商品はありますか。

〔 1. ない 2. ある 〕

※小分けして欲しい商品の番号に○をし、希望の小分け量にしてください。

商品の種類と量 (最小の販売単位と比較して小分けする量)

〔 1. 肉 (□1/2 □1/4) 2. 魚 (□1/2 □1/4) 3. 野菜 (□1/2 □1/4) 4. その他() 〕

Q5 「まだ、食べられるのに捨てられている食品」のことを食品ロスといいます。食品ロスをなくすために実践していることがあればお持ちください。

〔 □期限内で早めに食べることを実践している □鮮度が落ちたり腐敗している □余り物を有効に使う調理している □野菜の皮を薄く剥いている □買った肉やごはんを小分けにして冷凍保存している □鮮度を保つための工夫をしている □カット野菜等を購入している 〕

その他ご減量についてご意見がありましたらお書きください。

14
広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会

取組の効果

- 市民・事業者・行政が一体となった食品ロス削減キャンペーンを実施することにより、事業者だけでなく、市民の食品ロス削減にもつながる。
- 外食時における食品ロス削減の啓発を行うことにより、飲食店やホテルの宴会場などでの食品ロス削減につながる。

その他

- 行政の担当者が店舗に足を運ぶことにより、事業者へ直接、食品ロス削減に係る助言・指導ができる。
- アンケート調査で、外食で食べ残してしまう理由を聞くなど、飲食店が食べ残しを発生させない取組のヒントとなるような事を聞くことができる。

b. 助言・指導

(7) 事業系廃棄物減量計画書による助言・指導（岡山市・倉敷市）

取組概要

【制度の確立】

①計画書の提出義務付け

- ・ 条例・規則などにより、ある一定規模以上の排出事業者へ減量化・再資源化計画書の提出を義務付ける。

計画書の提出を義務付けている排出者の例

- ①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ②延床面積が500～3,000㎡以上の建築物の所有者、又は事業者
- ③1日の平均排出量が50～100kg以上の事業者

②計画書提出義務の周知

- ・ 説明会開催やホームページ・広報誌などにより、計画書の提出義務について周知する。
- ・ 新規事業者へ計画書の提出義務について説明する。

【制度の運用】

①計画書の受付・内容確認

- ・毎年、提出期限を定め、計画書の提出を求める。
- ・計画書の内容に不備や不明な個所があった時は、窓口や電話により排出者に確認し、修正を求める。
- ・行政が把握している事例を紹介するなど、排出者が減量化や再資源化に取り組みやすいよう、助言・指導を行う。

計画書の記載事項の例

- ①建物・事業所の基礎情報（所在地・延べ面積・構造・職員数・用途・業種・事業形態など）
- ②廃棄物管理責任者（設置を義務付けている場合）
- ③廃棄物・資源ごみの保管場所
- ④廃棄物減量のための機器類の設置状況
- ⑤ごみの発生・分別・処理の流れ（フロー図など）
- ⑥ごみの種類ごとの発生量・再資源化量・再資源化率（前年度実績・本年度計画）
- ⑦処理先・再資源化先
- ⑧ごみ削減のための現在の取組状況
- ⑨今後、ごみ削減のために取り組みたいこと
- ⑩事業者が抱えている課題、市町村に相談したいこと

【計画書様式の例】 (岡山市)

事業系廃棄物減量計画書

平成 年 月 日

(あて先) 岡山市長

住所(所在地)
名称
氏名(代表者氏名)
電話番号

印

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第21条第2項の規定により、事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成したので、次のとおり提出します。

前年度実績				本年度計画			
区分	発生量 トン/年 (A)	再利用率 トン/年 (B)	再利用率 % (B)/(A)	発生量 トン/年 (G)	再利用率 トン/年 (H)	再利用率 % (H)/(G)	処理委託業者名 又は 搬入資源化施設
1 新聞紙							
2 段ボール							
3 雑誌							
4 その他紙							
5 ピン類							
6 缶類							
7 金属類							
8-1 ペットボトル							
8-2 トレイ							
8-3 その他 プラスチック類							
9 厨芥類							
10 その他							
合計	(C)	(D)	(F)	(E)		(F)	10その他 内訳
区分	発生量 トン/年 (G)	再利用率 トン/年 (H)	再利用率 % (H)/(G)	発生量 トン/年 (G)	再利用率 トン/年 (H)	再利用率 % (H)/(G)	処理委託業者名 又は 搬入資源化施設
1 新聞紙							
2 段ボール							
3 雑誌							
4 その他紙							
5 ピン類							
6 缶類							
7 金属類							
8-1 ペットボトル							
8-2 トレイ							
8-3 その他 プラスチック類							
9 厨芥類							
10 その他							
合計	(J)	(K)	(M)	(L)		(M)	10その他 内訳
対前年度 増減率%	(J)/(C)	(K)/(D)	(M)/(F)	(L)/(E)		(M)/(F)	

名称			延床面積	階	地下	階	地下	階	地下	階	地下	面積	m
所在地													
所有者 氏名又は名称													
連絡先													
竣工年月日	年	月	日	延床面積	階	地下	階	地下	階	地下	階	面積	m
構造													
用途	1.事務所 2.店舗 3.百貨店 4.興行場 5.遊技場 6.旅館等 7.学校 8.病院 9.その他()												
在館人数	職員数	人	外来者数	人									
住所 職氏名 電話番号 建築物所有者との関係	建築物 名称 所在地 代表者 (担当者)名 連絡先												
再利用対象 物保管場所	位置	屋内 / 屋外 / 地上 / 地下	階	面積									
廃棄物 保管場所	位置	屋内 / 屋外 / 地上 / 地下	階	面積									
リサイクル製品(コピー紙、トレットペーパー等)の導入状況													
ごみ減量及び再資源化の現状(取り組み)													

建築基準法施行規則別記第2号様式に規定する確認申請書の写し又はそれに準じるもの。
建築基準法施行規則第1条の3第1項表(イ)に規定する付近見取図、配置図及び保管場所設置階
平面図又はそれに準じるもの。

【計画書様式の例】（倉敷市）

一般廃棄物減量資源化計画書（記入例）

整理番号		500	コード	3001
事業所の名称	○○デパート ○○デパート		資源化計画書提出日	
所在地	〒710-8565 倉敷市 西中新田640-5 TEL 426-00××			
所有者	東京都千代田区丸の内×-△-□ ×□物産 株式会社 TEL 03-4263-△△××			
ごみに関する 問合せ先	氏名	倉敷 太郎	TEL	426-00××
部署	課長 施設管理部長			
占有 規模等	延面積 (㎡)	4,500	業種	スーパー
委託している一般廃棄物 処理業者名(市から 許可を受け収集・運搬を 行う業者)	1	委託している →	収集・運搬業者名	有限会社 ▲△清掃
	2	委託していない。(自社処理)		

事業所の名称	○○デパート		資源化計画書提出日	
所在地	〒 - TEL			
所有者	〒711 - 8565 TEL 086-425-00××			
本計画書に関する 問合せ先	氏名	水島 次郎	TEL	086-426-00××
部署	課長 総務課長			
占有 規模等	延面積 (㎡)	5,000	業種	
委託している一般廃棄物 処理業者名(市から許可 を受け収集・運搬を行う 業者)	1	委託している →	収集・運搬業者名	○×清掃株式会社
	2	委託していない。(自社処理)		

減量・資源化に向けた1 年間の取り組みに対する 自己評価 (いずれかにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 前年以上の取り組みができた	取り組みが不十分だった点(具体的)
	<input type="checkbox"/> 前年と同規模の取り組みだった	
	<input type="checkbox"/> 取り組みが不十分だった	
減量・資源化への 取り組み	<input type="checkbox"/> お客様に対しマイバッグ利用を呼びかけた(スーパーなど)	
	<input type="checkbox"/> 社員、従業員等にごみの分別を指導した	
	<input type="checkbox"/> ごみ減量・資源化を指導・管理する部署、責任者を設けた(設けている)	
	<input type="checkbox"/> 廃棄を抑制するため商品・原材料の仕入を調整した。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ペットボトルの資源化を促進した	<input type="checkbox"/> 食品リサイクルに取り組んだ
	<input checked="" type="checkbox"/> びんの資源化を促進した	<input type="checkbox"/> 飲料缶のリサイクルに取り組んだ
	<input type="checkbox"/> その他()	
今後、減量・資源化に向 けて取り組むこと	従業員に対し、引き続き分別を徹底するよう指導する	

※ 左上の【基本情報】に変更がある場合は、上記へご記入ください。
(変更がない場合は記入の必要はありません。ただし、未記入の項目は記入してください。)

太枠の中の記入をお願いします。
(全事業者が対象です。)

提出先	一般廃棄物対策課
-----	----------

事業所の名称【	○○デパート	】	整理番号	500			
廃棄物の種類	総排出量 (発生量)A		廃棄物として処理した量		『資源化』した量		資源化率(%)
	処理量B	処理先	資源化量C	引渡し業者名	C/A×100		
上質紙 (OA用紙)	1800		1800	□△商會	100		
ダンボール	180000		180000	□△商會	100		
新聞紙・雑誌・雑紙	2800		2800	□△商會	100		
飲用紙容器(牛乳パック)	2700		2700	□△商會	100		
古布類							
生ごみ	98000	83000	15000	×○水産物	15		
プラスチック							
その他の可燃物	29500	29500					
空き缶、金属類	1800		1800	◇▽金属類	100		
びん類	250		250	◎@商店	100		
ペットボトル	20		20	□○産業	100		
その他の不燃物	3800	3800		東部埋立事業所	0		
計	320670	116300	204370		64		

(単位:kg)							
総排出量 (発生量)A	廃棄物として処理した量		『資源化』した量		資源化率(%)		
	処理量B	処理先	資源化量C	引渡し業者名	C/A×100		
2000			2000	□△商會	100		
180000			180000	□△商會	100		
3000			3000	□△商會	100		
3000			3000	□△商會	100		
100000	85000	水島清掃工場	15000	×○水産物	15		
30000	30000	水島清掃工場					
1500	300		1200	◇▽金属類	80		
300	100		200	◎@商店	67		
4000	4000	東部埋立事業所			0		
計	323800	119400	204400		63		
(単位:kg)							

廃棄物の種類	総排出量 (発生量)A		廃棄物として処理する量		『資源化』する量		資源化率(%)
	処理量B	処理先	資源化量C	引渡し業者名	C/A×100		
上質紙 (OA用紙)	1750		1750		100		
ダンボール	178000		178000		100		
新聞紙・雑誌・雑紙	2700		2700		100		
飲用紙容器(牛乳パック)	2600		2600		100		
古布類							
生ごみ	97000	81500	15500		16		
プラスチック							
その他の可燃物	29000		29000				
空き缶、金属類	1780		1780		100		
びん類	240		240		100		
その他の不燃物	3750	3750			0		
計	316820	85250	231570		73		

今年度の減量目標値の記入をお願いします。

提出先	一般廃棄物対策課
-----	----------

取組の効果

- 排出者自らが、ごみの排出状況を把握するため、減量化や再資源化の検討など、ごみ削減のための意識向上につながる。
- 行政が個々の排出者の排出状況を把握できるため、他の事例等も踏まえ、排出者それぞれに適した減量化・再資源化の方法について助言・指導できる。

その他

- 計画書には、前年度の実績報告や達成状況なども記載。
- 排出者が過去の状況を分析することにより、個々の課題が明らかになるとともに、排出者自らが考えるため、ごみ削減の意識向上につながる。
- 計画書の提出が形骸化しないように、排出者が抱える課題を探り、行政としてできる助言をするなど、質の維持が重要。
- 立入調査などを行い、計画書に基づき、適切にごみが削減されているか、現地で確認し、助言・指導を行うことで、更なる効果が期待できる。
- 計画書の様式は、表計算ソフトにより作成すると、発生量、再資源化量、再資源化率などが計算しやすく便利である。

(イ) 搬入物展開検査による排出者・収集運搬許可業者への助言・指導（他県事例）

取組概要

【搬入物展開検査の方法】

①プラットフォームにおける検査

- ・搬入物をごみピットに投入する前に、プラットフォーム上でごみを広げて検査する。
- ・ごみピットへの投入前の検査であるため、分別が不適切であった場合に、改善指導が行いやすい。
- ・専用のステージが販売されている。ステージを使用した場合には、検査後に、ごみをピットに容易に投入できるメリットがある。

②ごみピット投入時の検査

- ・ごみピットに投入するときに、目視で資源ごみや産業廃棄物が混入していないか確認する。

【搬入物展開検査による指導】

- ・搬入物に資源ごみや産業廃棄物が混入している場合には、分別し適正処理するよう指導する。
- ・収集運搬許可業者による搬入の場合には、排出者の情報を確認し、併せて指導する。

【展開検査の具体的事例】（千葉県野田市）

野田市では、平成 27（2015）年 8 月から「分別あらため隊」を組織し、事業系ごみを対象に、ごみ焼却施設において搬入物展開検査を行っている。

○概要

- ・ 人員：4 人（市清掃第一課職員 1 人、臨時職員 3 人）
- ・ 回数：週 3 回程度
- ・ 1 台からおおむね 100 袋をおろして検査する。

○指導の内容

①指導基準

- ・ 分別（資源ごみや産業廃棄物が混入していないかどうか）などが適切に行われていることを確認する。
- ・ 黒色、青色などの不透明なごみ袋も違反ごみ袋とする。
- ・ 展開検査結果の分類は表のとおり

A 分類	不燃物がほとんどの袋など、収集運搬許可業者において明らかにルール違反と判別できるごみ（以下、「違反ごみ」という。）がない。
B 分類	違反ごみが 3 袋以下
C 分類	違反ごみが 3 袋超 7 袋以下
D 分類	違反ごみが 7 袋超 10 袋以下
E 分類	違反ごみが 10 袋超 15 袋以下
F 分類	違反ごみが 15 袋超

B・C は口頭指導、D・E・F は文書指導としており、いずれも展開検査の現場で行っている。

②指導方法

展開検査結果が D・E・F の場合は、違反 2 回目「勧告」、3 回目「命令」、4 回目「公表」、5 回目「受入拒否」としている。

③違反事例

- ・ ビニール・プラスチック類の混入が多くみられた。
- ・ 資源物（シュレッダー紙、段ボールなど）の混入が多くみられた。
- ・ 他市のごみが混入されていた（他市店舗の発券用紙で判明）

④展開検査の効果

事業系ごみ収集量は、展開検査前平成 27 年 7 月が 831.14 トン、検査開始後平成 27 年 11 月が 633.37 トンであり、着実に減量につながっている。

○展開検査の位置づけ

- ・ 市では、展開検査の実施や指導などについては、「野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で規定している。
- ・ 搬入物展開検査と併せ、事業系ごみの受入手数料を、1 kg 当たり 1 円から 2 円に引上げ、減量施策を強化している。

取組の効果

- 搬入物を直接確認し、直接助言・指導を行うので、問題があった場合に速やかな改善が期待できる。
- 特に、事業系一般廃棄物に、資源ごみや産業廃棄物が混入している場合などに効果的であると考えられる。
- 収集運搬許可業者や排出者に直接状況を確認するため、事例に応じたきめ細やかな対応ができる。

その他

- プラットフォームに余裕があり、検査に必要な人員が配置できる場合には、「プラットフォームにおける検査」がよいと考えられる。
- 収集運搬許可業者から排出者の情報が得られない場合には、収集運搬許可業者から排出者にパンフレットを配布してもらうなどし、排出者に分別が適切ではないことを理解してもらうように努める。
- 検査日時がパターン化し、形骸化しないことが大切である。

c. 規制等

(7) 事業系廃棄物管理責任者の選任・届出の義務（岡山市）

取組概要

【事業系廃棄物管理責任者】

事業用大規模建築物の所有者等に対し、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理並びに事業系廃棄物減量計画の実施に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任させ、市長に届出を求める。

廃棄物管理責任者は、事業用大規模建築物から排出される廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任する。

【設置義務のある事業所】

- ①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ②延床面積が500～3,000㎡以上の建築物の所有者、又は事業者

【届出書の様式】

事業系廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

平成 年 月 日

(あて先)岡 山 市 長

住所(所在地)

名称

氏名(代表者氏名)

印

電話番号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第22条第2項の規定により、事業系

選任
 廃棄物管理責任者を したので、次のとおり届け出ます。
 変更

建築物	名 称		
	所在地		
選任	責任者	住 所	
		職氏名	
		電話番号	
		建築物所有者との関係	
変更前	責任者	住 所	
		職氏名	
		電話番号	
選任・変更年月日		年 月 日	
変 更 事 由			

取組の効果

- 事業所から排出される事業系ごみの減量とリサイクルを推進するリーダーの存在により、取組が加速。
- 関係者・関連部署のスムーズな協力と連携が見込まれ、統一的な処理体制整備が図られる。

その他

- 事業系廃棄物管理責任者講習会を開催することにより、事業所間の情報共有や交流が期待される。

(イ) 事業系廃棄物等の保管場所の設置義務（岡山市）

取組概要

【事業系廃棄物等の保管場所】

事業用建築物の所有者等に対し、当該建築物又はその敷地内に、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所の設置を求める。

事業用大規模建築物を建設しようとする者に対し、当該建築物又はその敷地内に、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所の設置を、市長への事前届出を義務付ける。

【保管場所の設置基準】

- ① 廃棄物及び再利用の対象となる物の収集及び運搬に支障が生じない場所であること
- ② 廃棄物及び再利用の対象となる物を明確に区分できるものであること
- ③ 廃棄物及び再利用の対象となる物を十分に収納できる規模であること
- ④ 廃棄物及び再利用の対象となる物を衛生的に保管できるものであること

【設置義務のある事業所】

- ① 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ② 延床面積が500～3,000 m²以上の建築物の所有者、又は事業者

【届出書の様式】

廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書

平成 年 月 日

(あて先) 岡 山 市 長

住所(所在地)

名称

氏名(代表者氏名)

印

電話番号

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第23条第2項の規定により、廃棄物・再利用対象物保管場所を設置したので、次のとおり届け出ます。

建築物	名称						
	所在地						
	延床面積	m ²					
	構造	造	地上	階	地下	階 建て	
	用途	1. 事務所 2. 店舗 3. 百貨店 4. 興行場 5. 遊技場 6. 旅館等 7. 学校 8. 病院 9. その他()					
建築主	住所(所在地)						
	氏名(名称)						
	電話番号						
設計者	住所(所在地)						
	氏名(名称)						
	電話番号						
工事着工予定	年	月	日	工事完了予定	年	月	日
再利用対象物保管場所	位置	屋内・屋外 / 地上・地下 階				面積	m ²
	洗浄設備	有・無	排水設備	有・無			
	排出方法	分別して保管場所で保管					
廃棄物保管場所	位置	屋内・屋外 / 地上・地下 階				面積	m ²
	洗浄設備	有・無	排水設備	有・無	冷蔵設備	有・無	
	排出方法						

注1 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の位置図(建物位置、敷地内収集車両使用道路図等)を添付すること。

建築基準法施行規則別記第2号様式に規定する確認申請書の写し又はそれに準じるもの。

建築基準法施行規則第1条の3第1項表中(イ)に規定する付近見取図、配置図及び保管場所設置階平面図又はそれに準じるもの。

取組の効果

- 建物内に、事業系一般廃棄物や再利用対象物の保管場所が確保されるため、ごみの分別が容易になり、結果として、ごみの削減につながる。
- 建物の管理者・使用者間の取決めにより、ごみの分別徹底を盛り込みやすい。
- ごみの適切な分別が図れるため、排出者が収集運搬許可業者等と契約しやすく、また、再資源化も容易になる。

その他

- 定期的な立入調査などにより、保管場所が適切に維持管理されているか確認を行う。
- 保管場所設置の事前協議・届出について、他の届出を所轄する関係部署と連携する体制を整えると効率的に助言・指導できる。

d. 更なる削減方策

(7) 優良事業者等表彰（岡山市）

取組概要

【事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰】

廃棄物の減量化・資源化に積極的又はユニークな取組を行い、成果をあげている事業者を表彰する。自薦他薦は問わず選考の上、受賞者を決定し、表彰するとともに、その取組を冊子、広報紙、市のホームページなどで紹介する。

毎年度、最優秀賞1団体、優秀賞5団体以内を表彰。

【表彰対象】

市内に事業所、店舗等を有する事業者、団体又は廃棄物処理業者などで、次の選考基準のいずれかに該当するもの

- ①事業系一般廃棄物の発生・排出抑制に積極的に取り組み、著しい効果を上げている
- ②事業系一般廃棄物の再利用及び資源化に積極的に取り組み、著しい効果を上げている
- ③事業系一般廃棄物の発生・排出抑制、再利用及び資源化を進めるための独創的な取組を行い、他の事業者の模範となるもの

取組の効果

- 事業者の主体的な取組を後押しできる。
- 優良事例を冊子、広報紙、市のホームページなどで紹介することにより他事業者への波及効果が見込める。

その他

- 受賞者同士の交流の場を設けることで、事業者間での意見交換を促進し、更なる発生抑制・再資源化の取組の推進が期待される。

(イ) 食品ロス削減（他県事例及び岡山県）

取組概要

【30・10（さんまる いちまる）運動】（全国的に展開）

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。

飲食店等からの生ごみのうち、約6割はお客様の食べ残した料理となっている。会食、宴会時での食べ残しを減らすために、以下について取組を呼びかけている。

- 1 注文の際に適量を注文しましょう。
- 2 乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しみましょう。
- 3 お開き前10分間は自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

【松本市「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度～すすめよう！30・10運動～】

すすめよう！30・10運動。

食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスを「もったいない」の気持ちで事業者と行政が協力して減らすことにより、松本市における一般廃棄物の減少を図るため、食品ロス削減を推進する飲食店、宿泊施設等又は事業所等を「残さず食べよう！」推進店・事業所として認定している。

●認定対象

- ・市内で営業を行う飲食店、宿泊施設その他食事を提供する施設
- ・市内に所在する事業所、団体

●認定に必要な取組内容

- ・以下の内容に取り組む飲食店、宿泊施設等又は事業所等に対して、申請に基づき認定。

飲食店、宿泊施設等（店側）

- ・食事を提供するにあたって食品ロスが少なくなるような取組を二項目以上推進

- 1 残さず食べよう！30・10運動の周知又は啓発

（例：30・10運動の啓発品の設置、30・10運動をお客さんに呼びかける など）

2 プラチナメニューの提供

(例：「量」より「質」を重視したメニューの提供、宴会等のコースの品目を減らすかわりに、高級な食材や地元産の食材を使用 など)

3 食べ残しの持ち帰りへの対応

(例：注意事項を説明した上で食べ残しの持ち帰りを希望するお客さんに対し、持ち帰り容器の提供 など)

4 小盛りメニューの提供

(例：ハーフサイズメニューや小盛りメニューの設定、ご飯の量を調節するなどの対応 など)

5 その他食品ロス削減に資する取組

(例：野菜の茎や皮を使った料理の提供、捨ててしまうようなふぞろいな野菜の使用、食べ残しをしないような呼びかけ など食品ロス削減につながる取組みであればどのようなものでも可能)

事業所等（客側）

- ・事業所の宴会、会合で食品ロスが少なくなるような周知啓発や実践活動を2項目以上推進

1 30・10運動の実践

(例：幹事や司会者が30・10運動をアナウンスして実践 など)

2 30・10運動又は食品ロスに関することについての事業所内における周知・啓発

(例：所内へのポスター掲示、所内の連絡で周知 など)

3 30・10運動の実践又は食品ロス削減に関する取組についての事業所外への広報

(例：事業所のホームページや広報などで、30・10運動等の実践の紹介 など)

4 その他食品ロス削減に資する取組

(例：事業所内における食品ロス削減キャンペーン、フードバンクへの食料の提供 など食品ロス削減につながる取組みであれば何でも可能)

●認定店舗のメリット

- ・松本市ホームページ、広報において店舗・事業所の紹介
- ・啓発グッズの活用
(ティッシュ、コースター、持ち帰り注意事項シール、看板、のぼり旗)
- ・認定証による環境配慮店舗・事業所のアピール

【おかやま 30・10（さんまる いちまる）運動】（平成 29 年度の取組）

「夏のおかやま 30・10 運動ーのこサマ〜で〜♪」

(1) 実施期間

平成 29（2017）年 7 月 14 日（金曜日）～平成 29（2017）年 8 月 31 日（木曜日）

(2) 取組内容

チラシと三角柱を活用した 30・10 運動の展開
経済団体等に対する取組への参加要請

秋のおかやま 30・10 運動「食べ残し〇（ゼロ・宴）会」キャンペーン

(1) 実施期間

平成 29（2017）年 10 月 25 日（水曜日）～平成 29（2017）年 11 月 24 日（金曜日）

(2) 取組内容

味覚の秋・食欲の秋のシーズンに、宴会時の食べ残しを減らすため、宴会開始から 30 分間と終了前 10 分間には、自分の席で料理をおいしく食べきることを呼びかける。

食品ロス削減の趣旨に賛同した 27 店舗の協力を得て、利用者が食べ残しゼロを達成した場合に、特典を提供する取組を実施。

冬のおかやま 30・10 運動「おいしく残さず食べきろう！」キャンペーン

(1) 実施期間

平成 29（2017）年 12 月 1 日（金曜日）～平成 30（2018）年 1 月 31 日（水曜日）

(2) 取組内容

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が行う全国一斉の「外食時の『おいしい食べきり』全国共同キャンペーン」に合わせ、冬のおかやま 30・10 運動の実践を呼びかける。

※全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により設立されたネットワーク（全都道府県ほか約 300 の自治体が参加。福井県が事務局）

春も・・・「おかやま 30・10 運動」※

(1) 実施期間

歓送迎会やお花見で、会食の機会が増えるシーズン期間中

(2) 取組内容

三角柱を活用した 30・10 運動の展開



取組の効果

- 外食時における食品ロス削減の啓発を行うことにより、飲食店やホテルの宴会場などでの食品ロス削減につながる。
- 飲食店等の食品ロス削減のため、飲食店等（店側）と事業所（客側）双方の意識高揚や取組の促進を図ることができる。

その他

- 食品ロス（食べ残し）は共感を得られやすいので、いかに行動につなげるかが重要。
- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加して取組を行うとよい。

(ウ) 食べ残しゼロ推進店舗認定制度（岡山県）

取組概要

岡山県内の飲食関係の8生活衛生同業組合（※）では、地球環境を守るため、飲食店等から排出される食べ残しなどによる食品廃棄物の減量化を推進する事業を実施している。

食べ残しを減らす取組を実践する飲食店等を「食べ残しを減らそうやー」協力店として登録し、消費者にアピールして、この活動を広めていくとともに、食べ物を大切にする「もったいない」の意識啓発を図っている。

登録店では次に示すステッカーと取組の内容を示す登録証を店内に掲示している。

登録店での取組例としては、「小盛り、ハーフサイズやおかわりの設定など、利用者の要望に沿った量での提供」「宴会等で食べる時間を作ってもらおうよう幹事さんへの呼びかけなどの実施」「無駄のない食材の確保、食材の使いきり」などがある。

平成28年6月30日現在、県内42店舗が登録している。

公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センターが事務局となっている。

※8生活衛生同業組合

- ・岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合
- ・岡山県食肉生活衛生同業組合
- ・岡山県鮪商生活衛生同業組合
- ・岡山県飲食業生活衛生同業組合
- ・岡山県料理業生活衛生同業組合
- ・岡山県喫茶飲食生活衛生同業組合
- ・岡山県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
- ・岡山県社交飲料生活衛生同業組合



協力店ステッカー

取組の効果

- 飲食店や料理を提供する宿泊施設での食品ロス削減につながっている。
- 取組を知ることにより、「もったいない」という言葉を意識する人が増えた。

その他

- 食品ロスの削減は、飲食店等の経費節減や店舗のPRにつながることを伝える。

(I) 食品循環資源の利用（他県事例）

取組概要

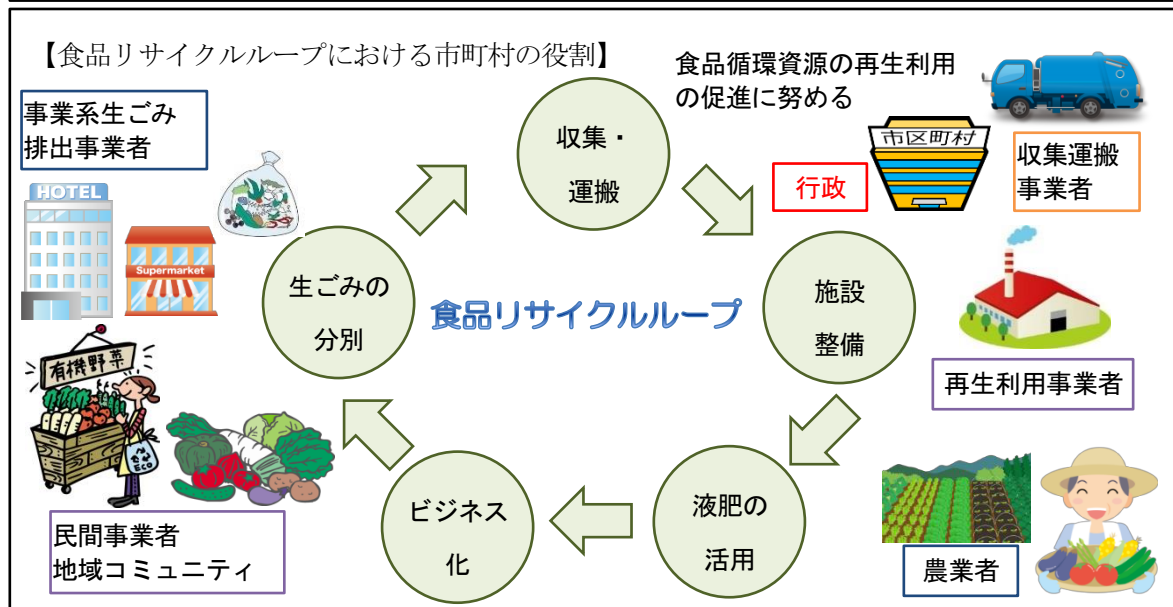
【食品リサイクルループ】

アースサポート株式会社（島根県松江市）では、近隣市町村などから排出される食品循環資源から液体肥料を製造し、同社が出資する農業生産法人アースファームで、ニンジンやタマネギ、サトイモ、トマトなどを栽培している。

農業生産法人アースファームで生産された農産物は、食品循環資源の排出事業者が使用する（リサイクルループ）ことにより食品廃棄物の再資源化による地産地消を進めている。

- ①食品関連事業者：(株)ふくしま、ユウベル(株)ほか
- ②再生利用事業者：アースサポート(株)
- ③堆肥等の利用者：(有)アースファーム、近隣農家

出展：中国四国農政局作成資料



取組の効果

- 地域の食品関連業者における食品リサイクルループが構築される。
- 「資源循環型」の取組に加え、地域での取組を行うことにより「地産地消型」のリサイクルが推進される。

(オ) 事業所から出る生ごみのリサイクル（真庭市）

取組概要

【バイオ液肥化リサイクル】

市内の一部地区で生ごみの液肥化のモデル事業をしており、家庭や事業所（居酒屋、魚屋）から出る生ごみを週2回、ごみステーションにおいてバケツで回収している。施設規模は約4.9t/日（くみとりし尿、合併浄化槽汚泥、生ごみ）、発酵槽は約200m³。

発酵によるメタンガスは回収・発電し、発電した電気で発酵槽を加温、残りを売電している。年間1,500t液肥ができており、主に田んぼ、畑で使っており、需要の方が多い。液肥の貯留槽があり、需要が少ない冬期の液肥を溜めておくことができる。

【バイオ液肥スタンドの設置】

バイオ液肥は、肥料取締法に基づき、登録も行っている安全な肥料で、下記の5カ所で無料配布されている。

①真庭市役所本庁舎（真庭市久世 2927-2）

1,000ℓタンク 2基 一度に100ℓまで 24H利用可

②落合総合センター（真庭市落合垂水 618）

1,000ℓタンク 1基 一度に40ℓまで 24H利用可

③北房振興局（真庭市下砦部 248）

1,000ℓタンク 1基 一度に40ℓまで 24H利用可

④真庭あぐりガーデン（真庭市中 396-1）

500ℓタンク 1基 一度に40ℓまで 24H利用可

⑤液肥プラント（真庭市西河内 696-43）

予約制 一度に100ℓ以上の配布にも対応。

予約先：真庭広域廃棄物リサイクル事業協同組合

【バイオ液肥の利用方法】

誰でも利用できるが、持ち帰り用の容器が必要。バイオ液肥スタンド①～④はセルフ方式で、24時間利用できる。

液肥の使用方法は、基肥や追肥として利用。作物ごとの使用量は、真庭広域廃棄物リサイクル事業協同組合のfacebook ページでも情報発信している。



取組の効果

- 居酒屋や魚屋などの生ごみを堆肥化することで、事業系一般廃棄物の削減が可能となる。
- リサイクルを行うことで生ごみが資源としてよみがえり、循環型社会の形成に役立っている。

その他

- 収集回数や回収場所を増やすことで、事業所の生ごみを出しやすくなり、事業系一般廃棄物の削減につながる。

(カ) 剪定枝などのリサイクル（倉敷市）




取組概要

【木くずのリサイクル】

剪定枝などの木くずは大切な資源として、市内の一般廃棄物処分業者が許可を取得し、木くずのリサイクルに取り組んでいる。

倉敷市では、木くずのリサイクルを呼びかけている。

【受入基準・価格一覧表】

事業者名	マテリアルバンク株式会社		(株)日本リサイクルマネジメント		倉敷企業合資会社	
	倉敷(禰松山)		水島(JFE構内)		玉島(弥高山)	
受入れ	可否	料金	可否	料金	可否	料金
 「木が多い」	○	12円/kg (税別)	○	130円 /10kg (税別)	○	要相談
 「葉が多い」	○	13円/kg (税別) <small>要事前相談</small>	○	130円 /10kg (税別)	○	要相談
	×		○	130円 /10kg (税別)	○	要相談

【廃材について】

	○	8~14円/kg (税別)	○	100円 /10kg (税別)	○	要相談
--	---	------------------	---	-----------------------	---	-----

 どの事業者も受入れの大きさに制限は無し！！

※ 料金は目安です。詳細は各事業者へ確認してください。

取組の効果

- 木くずをリサイクルすることで、事業系一般廃棄物の削減につながる。
- リサイクルを行うことで木くずが資源として活用される。

(キ) 事業所ごみ減量化連絡会議（笠岡市）

取組概要

【事業所ごみ減量化連絡会議の開催】

笠岡市では、市内事業者、商工会議所職員などで組織される笠岡市事業所ごみ減量化連絡会議を開催し、事業所ごみの現状・課題について情報共有し、事業所ごみ減量化に向けた活動に取り組む機運を高めた。

取組の効果

- 事業所ごみ減量化に向けた活動に取り組む機運が高まった。

(3) 県内事業所の取組状況、課題と対策事例

①事業者アンケート調査結果の概要

平成 29 (2017) 年 10 月～11 月に県内 108 事業所、12 月～2 月に倉敷市内 133 事業所を対象に事業系一般廃棄物に係るアンケート調査を行った。有効回答数は合わせて 78 件であった。アンケート調査では、事業者が行っている事業系一般廃棄物減量のための取組、減量化・再資源化における課題などについて確認した。その主な結果は 以下のとおりである。

a. 事業者における減量化・再資源化の課題

県内事業者における減量化・再資源化の主な課題は、表 3-4 のとおりである。

表3-4 事業系一般廃棄物減量化の課題

課題の内容	割合 (%)
① 分別のごみ箱を設置していても、分別を守らずに捨てる人がいる。	26
② 分別・リサイクルに手間がかかる。	19
③ 従業員やテナントに分別の徹底やごみ減量の意識を浸透させることが難しい。	19
④ リサイクルすることで処理コストが高くなる品目がある。	17
⑤ 分別の数のごみ箱を置くスペースがない。	14
⑥ 産業廃棄物と一般廃棄物の区分がよく分からない。	10

(複数回答あり)

分別を守らない従業員の存在を挙げた事業者が最も多く、次いで、手間やコストがかかるといった負担感を挙げた事業者が多かった。

b. 県内事業者における減量化・再資源化のための取組状況

県内事業者が減量化・再資源化のために行っている取組は、表 3-5 のとおりである。

表3-5 事業系一般廃棄物減量化・再資源化のための取組状況

項目	減量化・再資源化のための取組内容	割合 (%)
<ごみの発生抑制>	オフィス用紙の裏紙を使ったり、両面印刷をするなど利用量を減らすようにしている。	87
	繰り返し使用できる製品・再生品や、グリーン購入対象品を使用している。	61
	リースやレンタルを積極的に活用している。	27
	定期的に不要な事務用品を回収し、他部署で利用するようにしている。	17
<分別の徹底>	ごみ分別容器を用意し、所定の場所に置いている。	86
	紙ごみ専用のごみ箱・回収箱を用意している。	64
	プラスチック類専用のごみ箱・回収箱を用意している。	60

	分別を促すポスターやチラシの配布・掲示等を行っている。	43
	不適切な分別の例を掲示・回覧するなどしている。	30
	分別が分からない物のための「まよい箱」を設置している。	10
＜食品由来ごみの削減＞	食品由来のごみの排出時は、水切りに努めている。	22
	調理くずが少なくなるように工夫している。	17
	食品由来のごみの分別・資源化の取組を行っている。	6
	食品由来のごみの処理機・乾燥機を導入している。	3
＜ごみの管理の徹底＞	ごみの管理者を決めている。	56
	ごみの計量を行っている。	42
	減量化・再資源化計画を作成している。	39
＜環境教育・社員教育＞	従業員に対して、環境教育を行っている。	62
	環境マネジメントシステムを導入・構築している。	51

(複数回答あり)

- 分別の徹底について、分別容器を設置している率は高いものの、プラ専用、紙専用の分別容器の設置率はそれより下がる。
- 分別を促すポスターや不適切な分別の掲示を行っている事業者は半数程度。
- 食品由来ごみの削減施策を行っている事業者は少ない。
- 減量化・再資源化計画を作成している事業者は少ない。

c. 事業系ごみの減量化・再資源化のために自治体のパンフレット・チラシ等広報媒体に掲載して欲しい情報

事業者が自治体の広報媒体に掲載して欲しいと思う情報は、表3-6のとおりである。

表3-6 事業系一般廃棄物の減量化・再資源化のために広報媒体に掲載して欲しいと思う情報

望む情報	割合 (%)
① 資源ごみを無償又は買い取ってくれる業者の紹介	51
② 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分	51
③ 事業所内でできるごみの減量・リサイクル方法	45
④ 他の事業者が取り組んでいる優良事例	35
⑤ ごみの分別や出し方	35
⑥ 法令や条例等の規制に関する情報	29
⑦ ごみの収集運搬業者・処理業者の紹介	21
⑧ ごみ処理に関する問い合わせや相談窓口	14
⑨ ごみ問題に関する講演会等の開催情報	4

(複数回答あり)

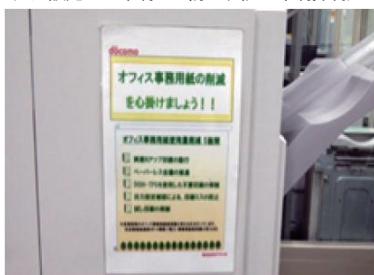
「資源ごみを無償又は買い取ってくれる業者の紹介」と「事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分」いう回答が最も多く、次いで「事業所内で出来るごみの減量・リサイクル方法」、「他の事業者が取り組んでいる優良事例」など、事業者として取り組める手法に係る情報のニーズが高い。

②対策事例

事業所においても事業系一般廃棄物の削減のために様々な取組が行われている。ここでは、岡山市事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者表彰を受けた事業者の取組を紹介する。

発生抑制

オフィス事務用紙の削減5施策の実施
(両面印刷、ペーパーレス会議、不要印刷抑制、出力設定での印刷ミス防止、試し印刷抑制)



(株)ドコモCS中国 岡山支店
平成29年度最優秀賞

自店の使用済み商品袋などを発送用袋として再利用するとともに、商品の包装用紙を店舗間移動用袋として再利用している。



(株)スライフインターナショナル
平成29年度優秀賞

食品由来ごみの削減

調理工程において発生した食廃油を回収し、バイオディーゼル燃料等へ再利用している。



(株)ホテルグランヴィア岡山
平成26年度最優秀賞

分別の徹底

各分別BOXを設置し、独自の分別表を貼るなどして、社員が分別し易い工夫をしている。



(株)ドコモCS中国 岡山支店
平成29年度最優秀賞

具体的なごみの種類を記載した分別表を作り、分別・リサイクルを徹底している。



(株)エコボード
平成29年度優秀賞

再生可能な雑紙の集積場所を作り、定期的に古紙回収業者へ引き渡している。



(株)リオス
平成27年度優秀賞

ごみ管理の徹底・環境教育

分別プロジェクトチームを結成し、分別種別を協議・ルール化した。

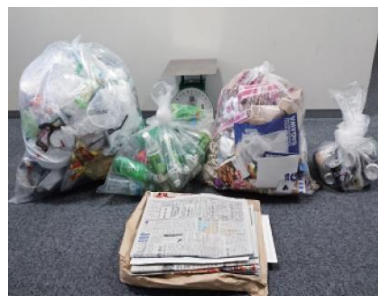


全社員を対象に分別筆記テストを行い、その後実物を使ったテストも行った。



オーエム産業(株)
平成28年度最優秀賞

排出されたごみを細分化、重量を把握し、さらなる減量化に努めている。



(株)ドコモCS中国 岡山支店
平成29年度最優秀賞

4. まとめ、対策手順

(1) まとめ

- ・近年、県内における事業系一般廃棄物の排出量が増加傾向を示していたことから、県内市町村及び事業所を対象にアンケートを実施するとともに全国の先進的な取組事例について調査を行った。
- ・市町村アンケート結果による課題
「普及啓発」、「助言・指導」、「排出抑制対策」について、実施は一部の自治体にとどまり、多くの自治体では実施されていなかった。
- ・事業者アンケート結果による課題
「従業員への教育」、「分別の徹底」、「ごみの管理」、「再資源化等」について、一部の事業所では取組がなされていたが、多くの事業所では取り組まれていなかった。
- ・アンケート結果の課題を踏まえて、事業者による3Rを促進させるために有効と考えられる方策について、「事業者への普及啓発」、「事業者への助言・指導」、「事業者への規制等」、「更なる削減方策」の観点で、全国の先進事例も含めた対策事例とともに、市町村が実施する具体的な対策手順を示すこととした。
- ・事業者にとっても3Rに取り組むことにより、「企業のイメージアップ」、「コストの削減・効率化」、「従業員の意識改革」などのメリットがある。
- ・市町村が、事業者におけるメリットを踏まえながら有効な方策を推進することで、更なる事業系一般廃棄物の削減につながるものと考えられる。

(2) 市町村の削減対策の基本的方向性

削減対策の基本的方向性

- 事業者による3R（発生抑制・再使用・再資源化）を促進し、事業系一般廃棄物の減量化に向けた取組を一層進めることで、持続可能な循環型社会を構築する。

削減対策の具体的な手順

ACTION1：事業者への普及啓発

- 事業者の自主的な廃棄物の減量化に向けた取組を促すため、ホームページや広報誌、チラシなどによる普及啓発を行う。

ACTION2：事業者への助言・指導

- 一定以上の廃棄物を排出する大規模な事業所に対して戸別訪問を実施して助言・指導を行う。
- 市町村ごみ処理施設において搬入物展開調査を実施し、排出者及び収集運搬許可業者への助言・指導を行い、ごみの適正搬入を確保する。
- イベントや説明会などでコーナーを設けて助言・指導を行う。

ACTION3：事業者への規制等

- 一定以上の廃棄物を排出する事業所に対して減量化・再資源化計画書の提出を義務付ける。
- 事業系一般廃棄物管理責任者の届出制度や廃棄物・資源化物保管場所設置の義務付けなどを行う。

ACTION4：更なる削減方策

- 優良事業者認定制度や表彰制度などにより、事業者の主体的な取組を後押しする制度を運用する。
- 循環資源マッチング制度の活用・エコ事業所認定などを通じて、事業系一般廃棄物の減量化、再資源化を促進させる。

これらの手順は、必ずしもこの順序で行う必要はなく、各市町村の実情に応じて対策の効果を考慮し、対応可能な対策から実施していく。

事業者が一般廃棄物の削減を行うメリットには次のようなものがある。これらを事業者に向けて発信することにより、廃棄物削減意欲の向上につなげる。

①企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっている今、事業所全体でごみ減量やリサイクルに取り組むことは、CSR*活動の一部となり、環境に配慮している企業というイメージアップとなり、企業価値の増大につながる。

※CSR 活動 … (Corporate Social Responsibility の頭文字をとって CSR) 企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動

②コストの削減・効率化

設備や事務用品などの無駄を減らすことで経費の節約が図られるとともに、ごみ処理に係るコストが削減できる。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができる。

③従業員の意識改革

ごみを出さない職場・製品づくりを目指すことは、品質管理の向上、製造工程や組織の合理化にもつながり、従業員一人ひとりの意識啓発にもなる。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

問い合わせ先

岡山県 環境文化部 循環型社会推進課
Tel. 086-226-7307 Fax. 086-224-2271
電子メール junkan@pref.okayama.lg.jp

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>

産業廃棄物処理税
活用事業

岡山県では、産業廃棄物の処分量に応じて、事業者に課税し、
廃棄物の抑制やリサイクルの推進に活用しています。
この事例集は、岡山県産業廃棄物処理税で作成しています。

平成30年3月発行